

四	年	一〇〇	九六	六〇
五	年	一五〇	一二〇	七五
六	年	一八〇	一四四	九〇
七	年	二二〇	一六八	一〇五
八	年	二四〇	一九二	一二〇
九	年	二七〇	二一六	一三五
十	年	三〇〇	二四〇	一五〇

備考

一、十年以上は一年を増す毎に解雇手当は三十日、老衰手当は二十四日、退職手当は十五日づつ、を加ふるものとす。  
 二、一年以上の超過月數にして年に満たざる月數は一年に對する増加日數の十二分の一を分數計算の方法に依り算出し、一月毎に手当を加算するものとす。

五、福利施設

- イ、醬油廉賣 一升三十五錢、家族數に應じて廉賣
- ロ、社 宅 二〇戸 家賃一月二圓五十錢
- ハ、醫 療 會社經營の野田病院あり
- ニ、教育修養 第十七工場にては毎月一回名士講演及補習教育(青年數十名に對し毎月作業終了後卅分乃至一時間中學三年程度迄教育するものである)をなす
- ホ、體 育 會員相互の心身の修養鍛練を圖るに共に娛樂を供し、兼て親睦を計るを目的とする體育會あり、柔道部、劍道部、庭球部、卓球部を設く

六、労働組合

第二工場乃至第十六工場の職工は殆ど悉く日本労働同盟關東労働同盟會所屬關東釀造労働組合野田支部に加盟してゐる(詳細は次章労働爭議の沿革参照)

七、労働委員會

勞資懇談會が大正十三年以來實施されてゐる。勞資の意思疏通を目的とする諮問機關で、労働條件福利施設其他の諸問題を職能としてゐる。  
 委員は原則として従業員側工場毎に二名(實際は二名乃至四名)、會社側工場毎に工場長及監督外に工場課長で、毎年春秋の二回開會することになつてゐる。  
 然し實際の運用状態を見るに、會社對組合關係其他の事情で、さうも所期の目的を達してゐない様に思はれる。

第二章 野田醬油株式會社に於ける労働爭議の沿革

(今回の大爭議を知るが爲めには從來の爭議の沿革を知るを以て特に茲に掲載せり)

一、労働組合の創立 大正十年十二月十五日  
 大正八年北海道室蘭製鋼所大爭議に於て松岡駒吉氏と共に奮闘したる小泉七造氏は、同年末東京山崎鐵工所鐵工となり、同工場野田工場詰として野田町に派遣せられた。然るに山崎鐵工所は從來より野田醬油會社に諸機械を納入し其機械の据